２０２５年４月

日本生命保険相互会社

【財形管理課】

【ご案内】財形住宅貯蓄　非課税払出要件の変更について

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申しあげます。

令和７年度の税制改正に伴って、令和７年４月１日付「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、財形住宅貯蓄契約における非課税払出要件が変更されました。
下記の記載が最新内容となりますのでご確認くださいますようよろしくお願いいたします。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申しあげます。

記

■　取得する住宅の法令上の要件（２０２５年４月現在）

○　ご契約者の登記上自己名義であり、かつご契約者（一定の要件を満たす場合には、ご契約者の配者者または扶養親族）が居住する住宅

○　床面積が５０㎡以上であること。
新築住宅または建築後使用されたことがない住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が４０㎡以上であること。
（イ）令和５年１２月３１日までに建築確認を受けた住宅
（ロ）令和６年１月１日～**令和７年１２月３１日**までに建築確認を受けた「認定住宅等（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅）」

○　居住用以外の部分がある住宅の場合は、居住用部分が全体の床面積の１／２以上であること。

○　中古住宅の場合は、昭和５７年１月１日以降に建築された住宅であること。ただし、昭和５６年１２月３１日以前に建築された住宅であっても、「耐震基準適合証明書」の提出がある場合は、築後年数は問われません。

※詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_38473.html

以上

財形管理Ｇ　文２０２５－０４４